

# 高知 こうち 2013

労働市場月報(2月分)

平成25年4月号 No. 537



吉田茂像（高知龍馬空港）

## 〈今月の記事〉

- |                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| ・ 2月雇用動向 ..... 1～9              | ・ 「若者チャレンジ奨励金」のご案内 ..... 11～12  |
| ・ 「高知地方労働審議会」を開催 ..... 10       | ・ 「若者応援企業宣言」をしませんか？ ..... 13～14 |
| ・ 「高知県建設雇用改善推進対策会議」を開催 ..... 10 |                                 |

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

# 最近の雇用失業情勢（平成25年2月）

## 【ポイント】

- 有効求人倍率は0.66倍で、前月と同水準
- 新規求人数は前年同月比で2ヵ月連続で増加
- 新規求職者数は前年同月比で2ヵ月ぶりに減少

### 1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は、0.66倍で前月と同水準、前年同月を0.04ポイント上回った。
- 正社員有効求人倍率（原数値、パートを除く）は、0.35倍で前月と同水準、前年同月を0.02ポイント上回った。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所0.81倍、須崎所0.72倍、四万十所0.72倍、安芸所0.61倍、いの所0.45倍となった。

### 2 求人の動き

- 新規求人数は、前年同月比1.6%（78人）増の4,941人となり、2ヵ月連続で前年同月を上回った。  
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では建設業（4.6%増）、運輸業、郵便業（56.8%増）、卸売・小売業（9.3%増）、生活関連サービス業、娯楽業（6.8%増）、サービス業（14.5%増）、公務、その他（3.9%増）などで増加となり、農業、林業、漁業（24.1%減）、製造業（27.7%減）、宿泊業、飲食サービス業（17.2%減）、医療、福祉（3.2%減）で減少した。
- パート新規求人を見ると、前年同月比3.8%（77人）増の2,095人で、新規求人全体の42.4%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比8.5%（984人）増の12,506人となり、41ヵ月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数（パートを除く）は4,443人で前年同月比5.7%（239人）増となり、前月比では3.3%（144人）増となった。有効求人全数に占める割合は35.5%で前月から0.6ポイント低下した。

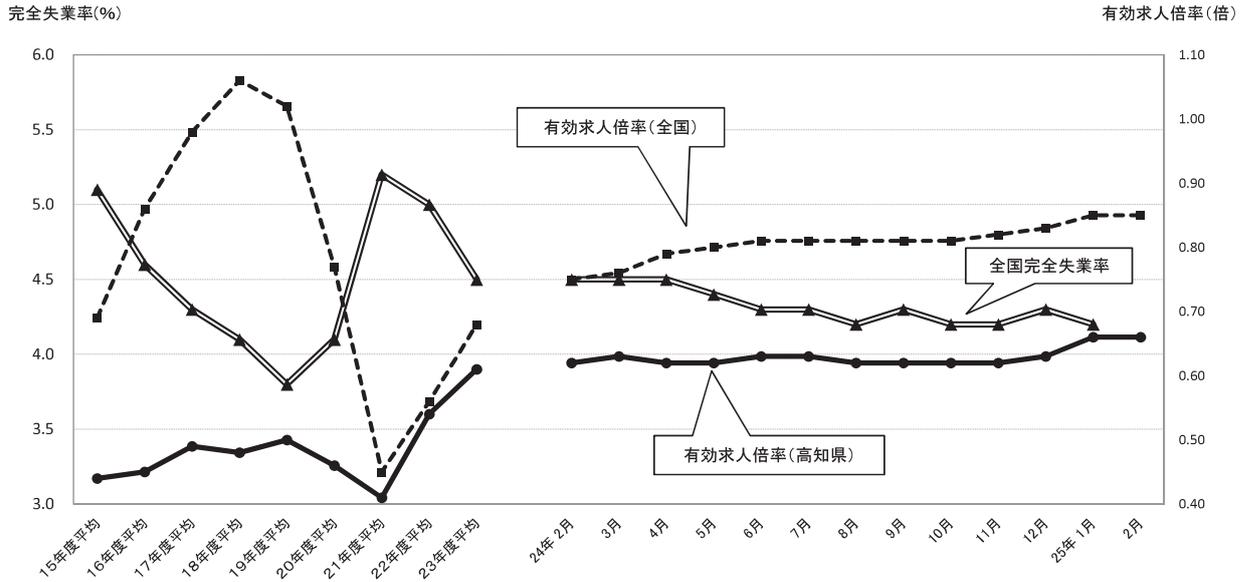
### 3 求職の動き

- 新規求職者数は、前年同月比5.0%（221人）減の4,179人となり、2ヵ月ぶりに前年同月を下回った。このうち、パート求職者は、前年同月比6.7%（68人）減の941人で、新規求職者全体の22.5%を占めている。  
パートを含む新規常用求職者数4,165人について態様別に前年同月比で見ると、在職中の者は1.9%増の1,372人、離職者は3.6%減の2,276人、無業者は23.7%減の517人となった。離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比5.9%減の761人、自己都合離職者は前年同月比1.2%減の1,407人となった。
- 有効求職者数は、前年同月比0.9%（153人）増の16,948人となり、10ヵ月連続で前年同月を上回った。

### 4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比8.6%（106件）増の1,340件となり、3ヵ月連続で前年同月を上回った。  
このうちパートは、13.3%（47件）増の400件で、就職件数全体の29.9%を占めている。

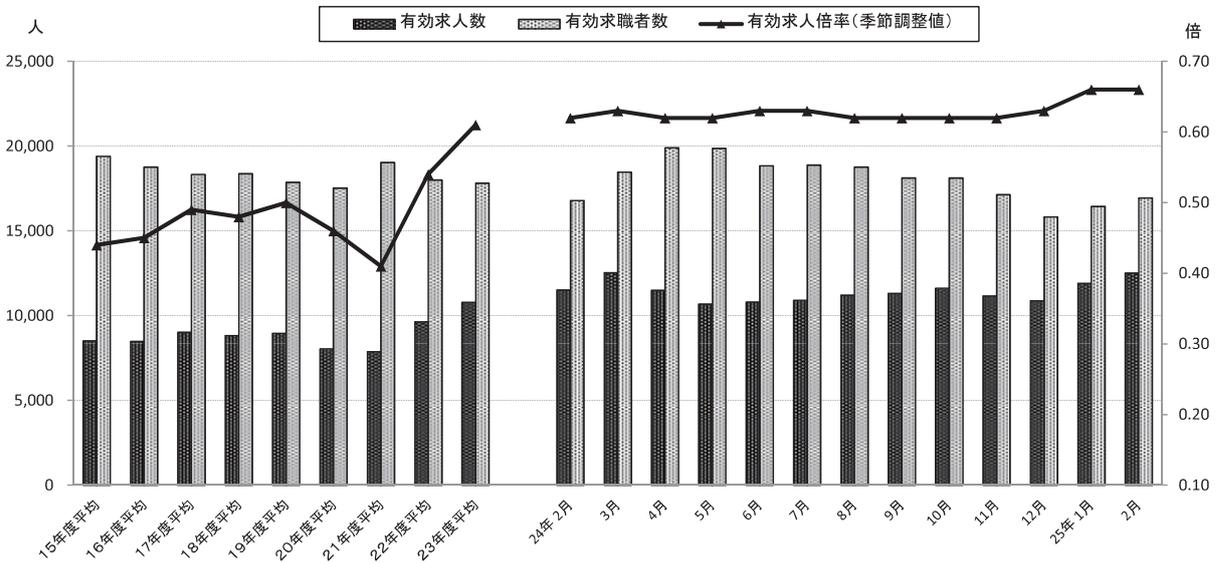
### 有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)



	15年度平均	16年度平均	17年度平均	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年1月	2月	
有効求人倍率(高知県)	0.44	0.45	0.49	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.62	0.63	0.62	0.62	0.63	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.66	0.66
有効求人倍率(全国)	0.69	0.86	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.75	0.76	0.79	0.80	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85
全国完全失業率	5.1	4.6	4.3	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4	4.3	4.3	4.2	4.3	4.2	4.2	4.2	4.3	4.2	

※ 有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成24年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。  
 ※ 完全失業率(24年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。)  
 ※ 年度平均は実数値

### 有効求人数・有効求職者数の推移(実数値)



	15年度平均	16年度平均	17年度平均	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年1月	2月
有効求人数	8,507	8,481	9,033	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	11,522	12,549	11,500	10,690	10,802	10,910	11,212	11,321	11,626	11,176	10,879	11,902	12,506
有効求職者数	19,403	18,776	18,340	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	16,795	18,472	19,896	19,867	18,843	18,888	18,778	18,127	18,126	17,150	15,828	16,444	16,948

※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、有効求人倍率の平成24年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

## 職業紹介状況（学卒を除きパートタイムを含む）

項目 年度月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数		E 就職件数					就職率 (%)	求人倍率 (実数)		求人倍率 (季節調整値)		
	常用	45歳以上		常用	45歳以上		常用		常用		常用	県外	45歳以上	(保) 受給者	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新規	有効		
平成19年度	52,592	51,113	17,878	214,333	210,837	84,346	43,319	39,272	107,654	99,891	14,499	12,876	1,143	3,615	3,305	27.6	0.82	0.50	-	-	
20	52,933	51,582	18,057	210,459	207,168	81,841	39,031	35,385	96,545	89,549	14,082	12,154	1,023	3,640	2,872	26.6	0.74	0.46	-	-	
21	54,812	53,448	19,198	228,539	225,287	92,019	41,797	36,558	94,526	85,819	16,319	13,445	913	4,690	3,662	29.8	0.76	0.41	-	-	
22	53,637	52,579	18,519	216,050	213,438	86,583	49,639	43,128	115,758	104,045	17,398	14,299	978	5,133	3,548	32.4	0.93	0.54	-	-	
23	52,831	51,793	18,797	213,781	211,291	87,788	53,721	47,035	129,533	116,803	17,308	14,312	1,180	5,285	3,682	32.8	1.02	0.61	-	-	
平成24年2月	4,400	4,386	1,444	16,795	16,708	6,589	4,863	4,375	11,522	10,462	1,234	1,033	81	348	238	28.0	1.11	0.69	1.07	0.62	
3	5,045	5,027	1,729	18,472	18,424	7,194	5,405	4,801	12,549	11,482	1,912	1,586	92	609	399	37.9	1.07	0.68	1.09	0.63	
4	6,163	6,081	2,573	19,896	19,785	8,218	4,589	4,194	11,500	10,651	2,034	1,728	112	622	363	33.0	0.74	0.58	1.06	0.62	
5	4,790	4,756	1,752	19,867	19,750	8,412	4,111	3,688	10,690	9,866	1,777	1,565	118	543	398	37.1	0.86	0.54	0.96	0.62	
6	3,792	3,752	1,317	18,843	18,759	8,035	4,490	4,085	10,802	9,979	1,269	1,099	92	367	316	33.5	1.18	0.57	1.11	0.63	
7	4,375	4,014	1,774	18,888	18,472	8,183	4,429	4,071	10,910	10,095	1,314	1,143	99	388	329	30.0	1.01	0.58	1.01	0.63	
8	4,287	4,141	1,564	18,778	18,259	8,169	4,299	3,866	11,212	10,400	1,280	1,083	92	408	330	29.9	1.00	0.60	1.01	0.62	
9	4,076	3,974	1,418	18,127	17,882	7,676	4,506	3,712	11,321	10,100	1,328	1,120	95	432	317	32.6	1.11	0.62	1.08	0.62	
10	4,268	4,202	1,538	18,126	17,953	7,574	4,984	4,422	11,626	10,326	1,558	1,254	112	496	347	36.5	1.17	0.64	1.05	0.62	
11	3,569	3,492	1,253	17,150	16,997	7,127	4,301	3,650	11,176	10,015	1,297	1,071	102	416	330	36.3	1.21	0.65	1.09	0.62	
12	2,911	2,805	1,003	15,828	15,637	6,568	3,841	3,180	10,879	9,545	1,182	872	82	368	278	40.6	1.32	0.69	1.06	0.63	
平成25年1月	4,756	4,656	1,590	16,444	16,219	6,664	5,591	4,843	11,902	10,588	1,133	829	77	332	243	23.8	1.18	0.72	1.17	0.66	
2	<b>4,179</b>	<b>4,165</b>	<b>1,440</b>	<b>16,948</b>	<b>16,820</b>	<b>6,727</b>	<b>4,941</b>	<b>4,331</b>	<b>12,506</b>	<b>11,188</b>	<b>1,340</b>	<b>1,115</b>	<b>86</b>	<b>398</b>	<b>297</b>	<b>32.1</b>	<b>1.18</b>	<b>0.74</b>	<b>1.06</b>	<b>0.66</b>	
増減比 (%)	前月	▲ 12.1	▲ 10.5	▲ 9.4	3.1	3.7	0.9	▲ 11.6	▲ 10.6	5.1	5.7	18.3	34.5	11.7	19.9	22.2	8.3 (ポイント)	0.00 (ポイント)	0.02 (ポイント)	▲ 0.11 (ポイント)	0.00 (ポイント)
	前年同月	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 0.3	0.9	0.7	2.1	1.6	▲ 1.0	8.5	6.9	8.6	7.9	6.2	14.4	24.8	4.1 (ポイント)	0.07 (ポイント)	0.05 (ポイント)	▲ 0.01 (ポイント)	0.04 (ポイント)
安定所別	高知	2,716	2,705	887	11,008	10,959	4,137	3,567	3,114	8,879	7,920	776	633	52	211	179	28.6	1.31	0.81	※	※
	須崎	294	293	110	1,307	1,300	578	302	287	935	862	100	86	8	35	21	34.0	1.03	0.72	※	※
	四万十	409	409	152	1,726	1,662	797	513	454	1,238	1,133	161	132	11	41	36	39.4	1.25	0.72	※	※
	安芸	193	192	66	970	965	440	207	186	590	546	84	75	4	34	20	43.5	1.07	0.61	※	※
	いの	567	566	225	1,937	1,934	775	352	290	864	727	219	189	11	77	41	38.6	0.62	0.45	※	※

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。なお、求人倍率 (季節調整値) の平成24年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

# 産業別・規模別新規求人の状況

産 業		総			数	
		25年2月	24年2月	前年同月比(%)	パートタイム	
		25年2月	24年2月	前年同月比(%)	25年2月	24年2月
A, B 農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)		41	54	▲ 24.1	18	22
C 鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)		2	1	100.0	0	0
D 建 設 業 (06~08)		298	285	4.6	17	8
06 総 合 工 事 業		177	187	▲ 5.3	8	3
E 製 造 業 (09~32)		258	357	▲ 27.7	58	113
09 食 料 品 製 造 業		86	118	▲ 27.1	32	59
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		5	4	25.0	2	0
11 織 維 工 業		13	43	▲ 69.8	2	0
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		8	6	33.3	0	2
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		3	2	50.0	0	2
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		7	15	▲ 53.3	1	8
15 印 刷 ・ 同 関 連 業		8	10	▲ 20.0	0	4
16 化 学 工 業		7	6	16.7	1	0
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		0	0		0	0
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		5	4	25.0	1	2
19 ゴ ム 製 品 製 造 業		0	0		0	0
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		9	13	▲ 30.8	2	1
22 鉄 鋼 業		1	3	▲ 66.7	0	2
23 非 鉄 金 属 製 造 業		0	1	▲ 100.0	0	0
24 金 属 製 品 製 造 業		6	12	▲ 50.0	0	0
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		8	24	▲ 66.7	0	2
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		39	23	69.6	2	1
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		9	6	50.0	1	2
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		1	12	▲ 91.7	1	8
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業		14	15	▲ 6.7	6	12
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		0	0		0	0
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		21	31	▲ 32.3	6	6
20, 32 そ の 他 の 製 造 業		8	9	▲ 11.1	1	2
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)		2	0		0	0
G 情 報 通 信 業 (37~41)		41	51	▲ 19.6	5	6
39 情 報 サ ー ビ ス 業		16	28	▲ 42.9	5	2
H 運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)		185	118	56.8	60	21
I 卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)		1,140	1,043	9.3	841	739
50~55 卸 売 業		128	151	▲ 15.2	60	74
56~61 小 売 業		1,012	892	13.5	781	665
J 金 融 業 , 保 険 業 (62~67)		112	81	38.3	58	11
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)		68	34	100.0	31	6
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)		160	100	60.0	30	21
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)		367	443	▲ 17.2	251	299
75 宿 泊 業		116	150	▲ 22.7	69	109
76 飲 食 店		223	261	▲ 14.6	171	171
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)		188	176	6.8	84	66
O 教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)		76	87	▲ 12.6	35	54
P 医 療 , 福 祉 (83~85)		1,285	1,327	▲ 3.2	394	436
83 医 療 業		652	626	4.2	146	144
85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業		633	699	▲ 9.4	248	290
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)		38	84	▲ 54.8	12	6
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の ) (88~96)		364	318	14.5	119	78
S, T 公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)		316	304	3.9	82	132
合 計		4,941	4,863	1.6	2,095	2,018
事 業 所 規 模 別	29人以下	3,107	2,932	6.0	1,516	1,346
	30~99人	1,108	1,114	▲ 0.5	399	412
	100~299人	528	638	▲ 17.2	124	211
	300~499人	67	51	31.4	17	12
	500~999人	94	74	27.0	33	31
	1,000人以上	37	54	▲ 31.5	6	6

# 求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

25年2月

	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.67	11,188	16,820	7,512	9,302	1,115	501	614
管理的職業	0.91	29	32	28	4	11	9	2
専門的・技術的職業	1.36	2,475	1,817	562	1,255	233	54	179
建築・土木技術者等	3.37	330	98	93	5	13	13	0
医師、薬剤師等	7.52	173	23	9	14	1	0	1
保健師、助産師、看護師	1.93	888	460	17	443	73	4	69
社会福祉の専門的職業	0.89	406	458	76	382	91	20	71
事務的職業	0.21	889	4,227	774	3,453	159	27	132
一般事務員	0.15	589	3,855	608	3,247	120	15	105
会計事務員	0.49	75	154	42	112	13	0	13
販売の職業	1.56	2,546	1,635	793	842	112	54	58
サービスの職業	1.20	2,789	2,318	709	1,607	244	99	145
介護サービスの職業	1.09	962	884	262	622	91	33	58
保健医療サービス	1.02	192	189	37	151	34	11	23
生活衛生サービス	1.64	182	111	12	99	10	2	8
飲食物調理の職業	0.99	604	609	215	394	53	25	28
接客・給仕の職業	1.77	744	421	138	282	43	21	22
保安の職業	4.80	317	66	63	3	9	9	0
農林漁業の職業	0.51	94	186	139	47	22	15	7
生産工程の職業	0.58	629	1,092	798	293	117	72	45
金属材料製造等	0.79	138	174	169	5	20	18	2
製品製造・加工処理	0.81	358	444	248	195	75	36	39
機械組立の職業	0.13	30	232	184	48	7	5	2
機械整備・修理の職業	0.63	57	90	89	1	11	11	0
生産関連・生産類似	0.18	22	124	83	41	2	1	1
輸送・機械運転の職業	0.77	394	511	501	10	56	54	2
定置・建設機械運転	0.75	42	56	56	0	6	5	1
建設・採掘の職業	0.86	418	484	481	3	30	30	0
建設躯体工事の職業	3.16	98	31	31	0	6	6	0
建設の職業	0.87	66	76	74	2	4	4	0
電気工事の職業	0.89	72	81	80	1	7	7	0
土木の職業	0.62	182	295	295	0	13	13	0
運搬・清掃等の職業	0.15	608	4,175	2,494	1,679	122	78	44
運搬の職業	0.46	241	521	472	49	52	45	7
清掃の職業	0.27	196	731	387	343	38	16	22
その他の運搬等の職業	0.05	145	2,912	1,629	1,282	22	14	8
分類不能の職業	0.00	0	277	170	106	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

## 正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

項目 年度月		正社員	正社員	正社員	正社員	常用	正社員	正社員
		新規求人数	有効求人数	就職件数	充足数	フルタイム 有効求職者数	有効求人 倍率	充足率
平成19年度		17,950	47,060	6,151	5,754	174,413	0.27	32.1
20		15,497	41,093	5,444	5,135	167,923	0.24	33.1
21		14,379	36,592	5,577	5,356	180,774	0.20	37.2
22		16,760	42,638	5,800	5,606	168,250	0.25	33.4
23		17,976	46,773	5,767	5,646	162,685	0.29	31.4
平成24年2月		1,655	4,204	486	491	12,845	0.33	29.7
3		1,494	4,189	604	620	14,203	0.29	41.5
4		1,603	4,068	546	537	15,179	0.27	33.5
5		1,428	3,977	601	575	15,062	0.26	40.3
6		1,425	3,929	481	471	14,273	0.28	33.1
7		1,708	4,060	481	461	14,129	0.29	27.0
8		1,485	4,075	505	496	13,959	0.29	33.4
9		1,475	4,112	454	447	13,559	0.30	30.3
10		1,802	4,204	541	527	13,553	0.31	29.2
11		1,432	4,065	464	451	12,822	0.32	31.5
12		1,251	3,919	384	375	11,827	0.33	30.0
平成25年1月		1,967	4,299	405	400	12,240	0.35	20.3
2		<b>1,592</b>	<b>4,443</b>	<b>481</b>	<b>477</b>	<b>12,778</b>	<b>0.35</b>	<b>30.0</b>
増減比 (%)	前月	▲ 19.1	3.3	18.8	19.3	4.4	0.00 (ポイント)	9.7 (ポイント)
	前年比	▲ 3.8	5.7	▲ 1.0	▲ 2.9	▲ 0.5	0.02 (ポイント)	0.3 (ポイント)
安定所別	高知	1,150	3,168	300	343	8,266	0.38	29.8
	須崎	122	386	33	24	1,009	0.38	19.7
	四万十	147	422	42	38	1,292	0.33	25.9
	安芸	51	174	27	26	767	0.23	51.0
	いの	122	293	79	46	1,444	0.20	37.7

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

## パートタイムの状況

項目 年度月		新規求職 申込件数	新規求人数	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人数 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)
平成19年度		9,751	16,012	36,473	40,192	4,226	1.10
20		10,600	15,353	39,320	38,163	4,451	0.97
21		11,677	16,954	44,783	38,738	4,995	0.87
22		11,806	20,312	45,395	48,354	5,183	1.07
23		12,150	22,160	48,819	53,797	5,193	1.10
平成24年2月		1,009	2,018	3,880	4,659	353	1.20
3		1,117	2,079	4,237	4,972	549	1.17
4		1,485	1,834	4,619	4,660	633	1.01
5		1,191	1,633	4,700	4,393	493	0.93
6		869	2,122	4,503	4,680	388	1.04
7		906	1,766	4,363	4,616	389	1.06
8		981	1,781	4,316	4,835	370	1.12
9		1,006	1,911	4,337	4,811	427	1.11
10		1,037	1,872	4,415	4,729	399	1.07
11		849	1,938	4,201	4,645	372	1.11
12		644	1,610	3,834	4,563	394	1.19
平成25年1月		1,150	2,324	4,004	4,978	382	1.24
2		<b>941</b>	<b>2,095</b>	<b>4,053</b>	<b>5,199</b>	<b>400</b>	<b>1.28</b>
増減比 (%)	前月	▲ 18.2	▲ 9.9	1.2	4.4	4.7	0.04 (ポイント)
	前年比	▲ 6.7	3.8	4.5	11.6	13.3	0.08 (ポイント)
安定所別	高知	626	1,550	2,702	3,780	232	1.40
	須崎	57	105	292	331	31	1.13
	四万十	79	237	370	537	53	1.45
	安芸	33	76	199	215	22	1.08
	いの	146	127	490	336	62	0.69

## 雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度月	適 用 事業所 数	被 保 険 者 数 (A)	資 格 取 得 者 数	資 格 喪 失 者 数	う ち 事 業 主 都 合 離 職 数	一 般			高 齢 受 給 者 数	特 例 受 給 者 数	基 本 受 給 率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受 給 者 実 人 員	
						受 資 格 決 定 数	基 本						
							初 回 受 給 者	受 給 者 実 人 員 (B)					
平成19年度	13,601	176,386	41,936	39,968	6,110	16,233	14,845	5,839	65	122	3.2	162	
20	13,326	179,056	36,973	37,773	6,422	15,038	13,182	5,030	65	114	2.7	159	
21	13,299	180,553	38,844	36,094	5,218	13,935	12,747	5,407	71	106	2.9	164	
22	13,537	184,920	42,416	38,315	4,054	12,556	10,996	4,318	65	86	2.3	170	
23	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
平成24年2月	13,625	188,073	2,540	2,559	230	914	895	3,948	76	44	2.1	172	
3	13,639	186,989	2,730	3,864	289	981	802	3,911	63	2	2.0	166	
4	13,643	185,304	6,939	8,613	796	2,474	1,308	4,446	203	17	2.3	167	
5	13,659	187,925	5,414	2,792	223	1,206	1,685	5,076	113	65	2.6	157	
6	13,648	188,320	2,897	2,505	273	875	740	4,811	93	16	2.5	157	
7	13,643	187,835	2,998	3,473	388	1,109	985	5,005	52	40	2.6	161	
8	13,651	187,044	2,613	3,375	261	1,051	1,044	4,749	91	360	2.5	170	
9	13,556	187,267	2,967	2,734	254	885	757	4,370	81	130	2.3	157	
10	13,567	187,435	3,416	3,216	411	1,062	859	4,361	67	74	2.3	155	
11	13,587	188,063	2,944	2,282	254	881	838	4,085	77	57	2.1	154	
12	13,599	188,827	2,893	2,124	202	700	737	3,929	33	40	2.0	154	
平成25年1月	13,595	188,111	2,638	3,346	273	951	770	3,894	71	101	2.0	113	
2	<b>13,610</b>	<b>188,038</b>	<b>2,390</b>	<b>2,449</b>	<b>199</b>	<b>834</b> (7)	<b>789</b> (6)	<b>3,663</b> (9)	<b>71</b>	<b>54</b>	<b>1.9</b>	<b>157</b>	
増減比 %	前 月	0.1	▲ 0.0	▲ 9.4	▲ 26.8	▲ 27.1	▲ 12.3	2.5	▲ 5.9	0.0	▲ 46.5	▲ 0.1	38.9
	前年同月	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 5.9	▲ 4.3	▲ 13.5	▲ 8.8	▲ 11.8	▲ 7.2	▲ 6.6	22.7	▲ 0.2	▲ 8.7
安 定 所 別	高 知	8,585	135,880	1,603	1,761	125	511	505	2,233	46	5	1.6	112
	須 崎	1,469	15,419	211	181	22	98	81	358	7	0	2.3	0
	四 万 十	1,634	15,401	244	230	25	101	92	433	6	48	2.7	0
	安 芸	878	8,322	127	129	13	41	47	316	4	1	3.7	0
	い の	1,044	13,016	205	148	14	76	58	314	8	0	2.4	45

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能のため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) ( ) 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

## 「平成24年度 第2回 高知地方労働審議会」を開催

労働行政（労働基準・職業安定・雇用均等）が地域のニーズに即した行政展開をするために、労働行政の運営状況等を審議し、意見・要望等を労働行政に反映させることを目的とする「高知地方労働審議会」の平成24年度第2回会議を平成25年3月12日（火）高知会館において開催しました。

会議には、審議会の構成員である公益代表、労働者代表、使用者代表の15名の審議会委員が出席し、櫻井高知労働局長のあいさつのあと、平成25年度高知労働局行政運営方針（案）及び平成25年度高知県雇用施策実施方針（案）等の協議に移り、各部長より重点施策等の内容説明の後、委員から労働行政施策に対して意見、要望等がありました。



（審議会のようす）

## 「高知県建設雇用改善推進対策会議」を開催

高知県内の雇用失業情勢は、改善基調が見られるものの依然として厳しい状況が続いており、建設業界を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。



（会議のようす）

高知労働局では、平成25年2月25日（月）、高知労働局会議室において「平成24年度高知県建設雇用改善推進対策会議」を開催しました。

会議には、高知労働局・各公共職業安定所、高知県、国土交通省四国地方整備局、（社）高知県建設業協会の出席があり、菊田職業安定部長のあいさつの後、建設業界を取り巻く状況、平成24年度の建設雇用改善業務に関する報告、平成25年度の事業計画について各機関から説明がありました。

若者の人材育成に取り組む事業主の皆様を支援します！

## 若者チャレンジ奨励金 (若年者人材育成・定着支援奨励金)

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に、奨励金を支給します。

◎ 訓練奨励金: 訓練実施期間中に訓練受講者1人1月あたり15万円

◎ 正社員雇用奨励金: 訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人あたり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

※ 派遣先事業主の方が、派遣元事業主の方と訓練実施計画を共同で作成し、紹介予定派遣により受け入れる派遣労働者を自社の正社員として雇用することを前提に訓練を実施する場合は、派遣先事業主の方に奨励金を支給します。

### 若者チャレンジ訓練の対象となる者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

◎ 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員として概ね3年以上継続して雇用されたことがない者等であって、登録キャリア・コンサルタント※により、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者

◎ 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者等

※ ジョブ・カードを交付することができるキャリア・コンサルタントとして厚生労働省又は登録団体に登録された者です。

### 若者チャレンジ訓練の主な要件

○ 自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること。

○ 1か月当たりに換算した訓練時間数が130時間以上であること。

○ 訓練受講者の訓練期間中の主要な労働条件(就業時間、休日及び賃金形態)が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること。(※派遣先事業主の方の場合は一部要件が異なります。)

○ 訓練の実施期間が3か月以上2年以下であること。(※派遣先事業主の方の場合は一部要件が異なります。)

※ 自社内での実習(OJT)と自社の従業員を講師として行う座学(OFF-JT)を実施できる時間は合わせて1920時間(1年相当)となるため、1920時間(1年相当)以上の訓練を実施する場合は、1920時間(1年相当)を超える部分について、外部の教育訓練機関または外部の講師を活用してOFF-JTを実施する必要がありますので、注意してください。

○ 実習(OJT)と座学(OFF-JT)のそれぞれについて、訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること。

○ ジョブ・カード様式4(評価シート)を作成し、当該評価シートにより訓練受講者の職業能力評価を行うこと。

※ 奨励金の支給を受けようとする事業主の方は、以上の要件等に該当する訓練の実施計画を作成し、労働局長の確認を受けた上で、当該訓練実施計画に基づき訓練を実施する必要があります。

なお、OJTとOFF-JTの両方またはどちらか一方について、実際に訓練を実施した時間数が、計画した時間数の8割を下回る場合は、奨励金は支給されません。

(※この他にも奨励金が支給されない場合や減額して支給される場合があります。詳細は別パンフレット等をご覧ください。)

## 主な手続きの流れ

### ① 訓練実施計画の届出

訓練実施計画を作成し、都道府県労働局(またはハローワーク)へ提出

※ 提出は原則として訓練開始日の1カ月前までをお願いします。

### ② 訓練実施計画の確認

労働局(またはハローワーク)が訓練実施計画の内容を確認

※ 確認後、確認印を押印した訓練実施計画の写しを交付します。

### ③ 訓練受講者の選考・決定

(新たに訓練受講者を雇い入れる場合)

ハローワーク、民間職業紹介機関等に求人を提出し、訓練受講者を募集

※ 事業主の直接募集も可

(既に雇用している者に訓練を実施する場合)

社内で訓練受講者を募集

※ 訓練受講者は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受け、ジョブ・カードの交付を受ける必要があります。ハローワークに求人を提出する場合は、ハローワークに所属する登録キャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを行います。ハローワーク以外の方法により訓練受講者を募集する場合や既に雇用している者に訓練を実施する場合は、ジョブ・カードセンター等に所属する登録キャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを行います。

### ④ 訓練の実施

訓練実施計画に基づき訓練を実施

※ 訓練実施計画の確認を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に訓練を開始する必要があります。

### ⑤ 訓練奨励金の支給申請

訓練終了後、支給申請書を労働局(またはハローワーク)へ提出

※ 提出は訓練終了日の翌日から起算して2カ月以内に行う必要があります。(また、1年以上の訓練を実施する場合は1年単位で2期に分けて申請を行うことができます。)

### ⑥ 正社員雇用奨励金の支給申請

訓練修了者を正社員として雇用し、1年又は2年が経過した時点で、支給申請書を労働局(またはハローワーク)へ提出

※ 提出は訓練修了者を正社員として雇用した日から起算して1年の日又は2年の日の翌日から起算してそれぞれ2カ月以内に行う必要があります。また、訓練修了者を訓練終了日の翌日から起算して1か月以内に正社員として雇用する必要があります。

○ 奨励金の詳細や手続き等は労働局またはハローワークにお問い合わせください。

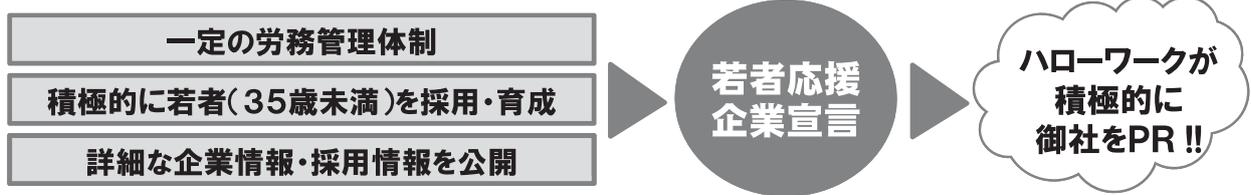
○ また、訓練実施計画の作成、訓練の実施準備等の各種支援をジョブ・カードセンターが実施しています。

(事業主の方へ)

## 若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま 「若者応援企業宣言」をしませんか？

### 「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。※本事業は、25年度予算成立後に開始されます。現在はその事業の開始の準備を行っているものです。



### 「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、使用期間は求人提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

### どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること	
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること	
3	右の就職関連情報を開示していること	<ul style="list-style-type: none"><li>社内教育、キャリアアップ制度等</li><li>過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況</li><li>過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況</li><li>前年度の有給休暇および育児休業の実績</li><li>前年度の所定外労働時間(月平均)の実績</li></ul>
4	労働関係法令違反を行っていないこと	
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと	
7	助成金の不支給措置を受けていないこと	

(※2) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。

## 「若者応援企業宣言」までの流れ

### ① 求人提出

ハローワークに  
学卒求人・一般求人を提出

※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。

### ② 「宣言基準」の確認

- 事業目的に賛同していること
- 就職関連情報を開示していること
- 労働関係法令違反を行っていないこと

ほか

※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

### ③若者応援企業宣言

「若者応援企業」求人  
として公開

- 都道府県労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。
- 宣言された日から原則、その事業年度末まで「若者応援企業」の名称を使用できます。

## 事業所PRシート（記載例）

このような情報が都道府県労働局のホームページに掲載されます。

事業所番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 2
事業所名	(7カガ) まるまるこうぎょう ----- (株) ○ ○ 工 業
所在地	□□県△△市○○町 1-2-3

①社内教育・キャリアアップ制度等	当社独自の技能検定を実施			
②新卒者の採用実績及び定着状況		23年度	22年度	21年度
	採用人数	2	2	1
③新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績及び定着状況		23年度	22年度	21年度
	採用人数	2	1	1
④有給休暇の取得実績		23年度	22年度	21年度
	うち在籍人数	2	1	0
⑤育児休業の取得実績	10 日/年 (有給休暇取得総日数/正社員数)			
⑥所定外労働時間(月平均)	(男性) 50% / (女性) 100% (男性:育児休業取得者数/配偶者が出産した者の総数) (女性:育児休業取得者数/出産した者の総数)			
⑦社長や先輩社員からのメッセージ	20 時間			
⑧求める人材・選考基準	当社には若い人も多く、活気があります。 社内はコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができると思います。 実務経験がなくても当社の業務内容に興味をもっていた方は、ぜひ、ハローワークからの紹介状を持って当社にお越しください。社員一同お待ちしております！！			
⑨福利厚生制度	製造業に関心があり、フットワークが軽く、チームワークを重んじる人			
⑩職場の風景	新婚旅行休暇（1週間）			
⑪インターンシップの受入れの可否	( 有 ・ 無 )			
	( 可 ・ 否 )			
⑫職場見学・職場体験の受入れの可否	・ 受入可能時期 : 8月から9月中で5日間			
	・ 受入人数 : 2人 ・ 実施できる内容 : 製造ラインの軽作業・補助			
⑬出張講話の可否	( 可 ・ 否 )			
	( 可 ・ 否 )			
⑭その他	製造に興味のある方は職場見学でも結構ですので、ぜひお越しください。			

※ 「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。

詳しくは、高知労働局、ハローワークへお問い合わせください。

# 用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。  
 なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇的パートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑤受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。  
 （労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。）

## 高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課 電話 (088) 885-6051 FAX (088) 885-6064

職業対策課 電話 (088) 885-6052 FAX (088) 885-6065

求職者支援室 電話 (088) 888-6600 FAX (088) 885-6065

## ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

●ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6

電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341

●附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F

ハローワークジョブセンターはりまや

職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480

キャリアアップコーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480

就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836

U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845

●附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F

高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）

電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072

●香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10

電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291

●ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3

電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569

●ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12

電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996

●ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4

電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474

●ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1

電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226